

代表者を変更する場合

- ・業務担当役員を兼務していない代表者に変更になった場合の手続き

代表者と業務担当役員が別々で登録されており、その代表者が退任・死亡等により辞めた場合は、揮発油販売業者氏名等変更届出書での手続きが必要となります。

※業務を担当している役員の変更は、「代表者（業務担当役員）を変更する場合」をご覧ください。

<必要書類>

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 様式第7 揮発油販売業者氏名等変更届出書2. 商業登記簿謄本（抄本）3. その他 「石油販売業変更届出書」 3部（1部写し可） |
|--|

※1 商業登記簿謄本（登記事項証明書）

登記事項証明書は登記所の窓口、郵送による請求のほか、法務局のHPからオンライン申請で取得することができます。オンラインによる請求は手数料が安く平日は21時まで可能です。詳細については法務局のHPをご覧ください。

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html

(記載例)

様式第7(第8条関係)

<p><法人の場合> 登記上の名称、住所を記載し、代表者印(登録印)を押印。 <個人の場合> 住所・氏名を記載し、実印を押印。</p>	× 整理番号	
	× 受理年月日	提出年月日

揮発油販売業者氏名等変更届出書

〇年 〇月 〇日

九州経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人に 〇〇株式会社
あつてはその代表者の氏名 〇〇 〇〇
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第8条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録年月日及び登録番号
〇年〇月〇日 〇—〇〇〇〇〇

2 変更の内容 〇〇〇〇〇〇

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
〇〇〇〇〇〇	●●●●●●

3 変更の年月日 〇年〇月〇日 変更箇所を記載。

4 変更の理由 〇〇〇〇〇〇

登録年月日及び登録番号は、販売業者としての最初の登録時に交付した「揮発油販売業者登録通知書」に記載されている登録年月日及び登録番号を記入。

理由を具体的に記載のこと。

(備考) 1、この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。2、×印の項は、記載しないこと。

様式第18 (第33条関係)

届出番号

開始届の番号を記載してください。

石油販売業変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

変更届は、主たる事務所の所在地または営業所の所在地を変更する場合は変更日より前に提出、その他の場合は変更後遅滞なく提出してください。

経済産業大臣 殿

届出者 商号、名称 〇〇石油株式会社
 氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇
 (法人にあっては、代表者の氏名)
 住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	<p>例) <全営業所共通事項> 商号の変更、住所/主たる事務所の所在地の変更、代表者の変更、販売油種の変更、仕入先の変更 <個別営業所事項> 〇〇営業所の(給油所)の1カ所廃止/追加、移転、販売施設の変更など</p>
変更前	
変更後	
変更(予定)年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
変更の理由	<p>例) 取締役会議の決議による、経営合理化のため、〇〇から譲受のため、〇〇へ譲渡のため、〇〇と合併のため など 具体的に記載してください。</p>
設備の処分に関する事項	<p>例) 〇〇へ譲渡、設備撤去 など 具体的に記載してください。</p>

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 変更事項の欄には、法第27条第1項第1号から第6号までのうち、変更する事項を記載すること。
 - 3 法第27条第1項第3号から第5号に規定する事項を変更する場合は、「変更年月日」を「変更予定年月日」とすること。

- 4 「密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名」又は「石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地」を変更する場合は、当該変更の明細を記した書面を添付すること。
- 5 「設備の処分に関する事項」の欄は、営業所の所在地を変更する場合に限り記載すること。